

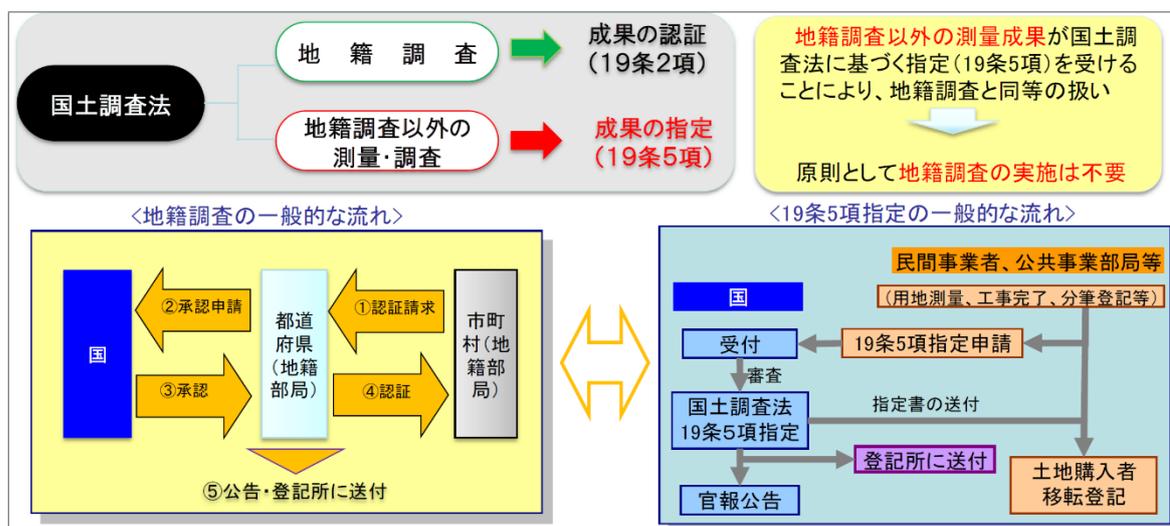
## ④ 用地測量成果の活用（国土調査法第 19 条第 5 項指定）

- 1) 現在施行中の土地区画整理事業や再開発事業、ほ場整備等に係る測量成果を活用した国土調査法第 19 条第 5 項指定（19 条 5 項指定）の推進。
- 2) 道路・河川などの公共事業担当部局との連携を強化することにより、各事業に係る用地測量成果を活用した 19 条 5 項指定手続きに努める。
- 3) 民間事業者に向けての 19 条 5 項指定制度の周知と「地籍整備推進調査費補助金制度」の活用等による手続きへの誘導を徹底。

### 1) 国土調査法第 19 条第 5 項の指定について

国土調査法では、土地に関する様々な測量・調査の成果について、その精度・正確さが地籍調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することにより、地籍調査の成果と同等に取り扱うことを可能としており、これを「19 条 5 項指定」と呼んでいます。

この指定を受けた成果は、精度の高い地図として法務局に送付されるため、民間事業者による宅地開発事業や地方公共団体による区画整理事業等の測量成果を最大限活用することができ、この結果、効率的に地籍整備の推進が図れます。



### 2) 公共事業（道路・河川など）に係る用地測量成果を活用した地籍整備

用地測量とは、公共事業等の用地取得に伴い必要となる土地について、所在、所有者、境界、面積等の調査を行い、その結果を用地実測図に表記することです。

なお、用地測量は次の手順で進められます。

- ① 法務局備付け地図や登記情報等からの土地所有者等の調査
- ② 土地所有者による境界立会 ③ 境界測量等 ④ 用地実測図作成

用地測量の成果の主たるものが用地実測図であり、用地取得や土地区画整理等に用いられるために作成するものですが、事業に必要な土地の所在等が表記され、境界立会いに基づく確認が行われています。

また、用地測量は公共測量作業規程に基づき作業が進められるものであるため、規定された基準により作成された用地実測図の精度や正確さは地籍調査の成果と同等であると言えます。

大阪府は、公共事業に係る用地実測図を地籍整備の推進に役立てるため、公共事業担当部局と地籍調査担当部局との連携を強化して、『用地測量の成果を活用した地籍整備の推進について』（平成 25 年 3 月 13 日付け国土籍第 640 号 国土交通省 土地・建設産業局長通知）に基づく以下の作業についての取り組みに努めます。（災害対応等の時間的制約がある事業及び法務局の裁量等により指定が見送られるもの等を除く。）

①法務局への情報提供

用地測量の成果を法務局に備えることについて、管轄登記所と事前に調整。

②土地所有者等への趣旨説明

通常の事業説明等に併せ、用地測量の成果を法務局に備え付ける予定の旨も伝達。

③用地測量の業務発注

登記所に送付できる電子データの作成を仕様書により明記。

④境界立会

登記名義人が死亡している場合、境界立会いには相続人全員の立会いが必要。（代理人が出席の場合は委任状が必要。）

⑤与点の精度確認

測量の与点とする基準点は、十分な精度をもっているものであるか確認。

⑥指定申請予定地図等の確認

土地調書の確認の機会を活用し、作成した図面等も土地所有者等に確認を求める。

⑦申請書等の作成

法第 19 条第 5 項の規定に基づき、国土交通大臣への指定申請のために作成。

⇒ 国土交通省へ申請書等を送付。

《以降は国における作業》

⑧国土交通省における申請書等の審査

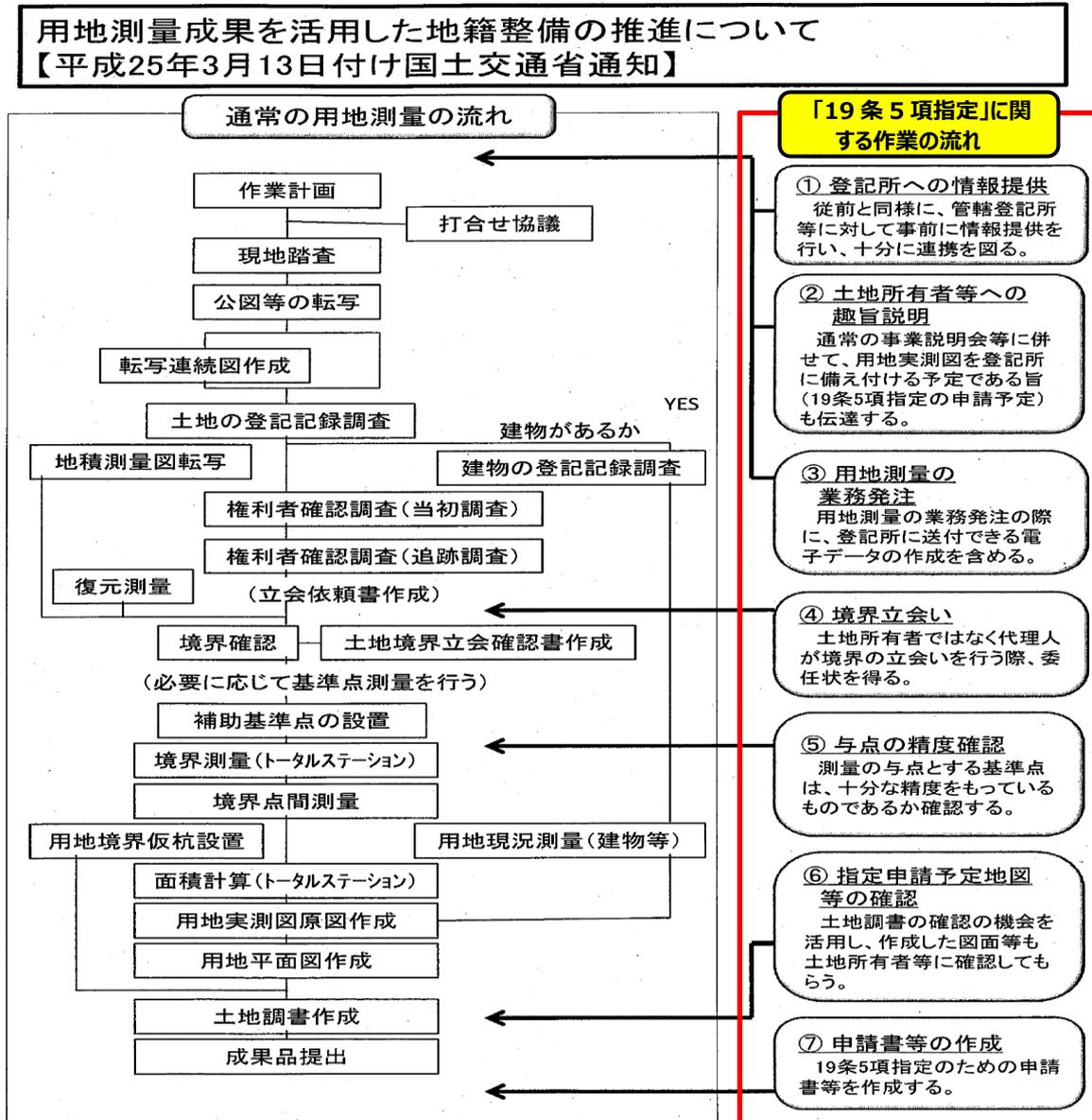
申請された用地測量の成果が地籍調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有しているか審査。

⑨国土交通省における「19 条 5 項指定」

「19 条 5 項指定」の際は官報公告をし、同時に申請書等を管轄法務局へ送付。

⑩法務局地図備付

## 「19条5項指定」のための作業フロー図



### 3) 「地籍整備推進調査費補助金」について

本補助金は、測量成果の「19条5項指定」を促進することにより都市部の地籍整備を進めるため、民間事業者等が「19条5項指定」申請等を行う測量・調査等に必要経費を支援するものです。

地方公共団体や民間事業者等が積極的に「19条5項指定」を申請できるように、平成22年度より本補助金が創設されました。

また、平成25年度からは国が民間事業者等による調査・測量に対して直接補助できるよう制度が拡充されており、当室では府内市町村の開発指導等窓口で資料を配布のうえ、関係者に向けた制度の周知に努めています。